

京都府福祉のまちづくり条例

第 1 9 条の規定による

協 議 等 の 手 引 き

(建 築 物 編)



京都府建設交通部建築指導課

平成 2 0 年 4 月

目 次

1	対象施設と対象範囲.....	P 1
2	手続きの流れ等.....	P 2
3	各様式の記入要領.....	P 5
4	添付図書について.....	P 5
5	様 式.....	P 7
	(1) 整備基準適合証交付請求書〔第1号様式〕	
	(2) 適合証の表示についての協議書	
	(3) 特定まちづくり施設設置工事協議書(建築物用)〔第2号様式〕	
	(4) 特定まちづくり施設設置工事変更協議書(建築物用)〔第2号の2様式〕	
	(5) 特定まちづくり施設設置工事完了届出書〔第3号様式〕	
	(6) 特定まちづくり施設設置工事協議項目表(バリアフリー法・条例第5章の規定の適用対象外建築物用)	
	(7) 特定まちづくり施設設置工事協議項目表(バリアフリー法・条例第5章の規定の適用対象建築物用)	
	(8) 特定まちづくり施設設置工事協議項目表(旅客施設用)	

1 対象施設と対象範囲

(1) 規模の考え方

- ア 棟ごとに算定するのではなく、敷地単位で算定します。
- イ 工事部分（増改築、用途変更、大規模な修繕・模様替えの場合は当該増改築等の部分）の床面積の合計で判断します。
- ウ ただし、小規模緩和及び整備誘導基準の適用に当たっては、1棟全体の床面積の合計で判断します。（増改築等の場合は、増改築等の後の1棟全体とします。）
- エ 物品販売店の倉庫や飲食店の厨房等、バックスペースも含めます。

(2) 用途の考え方

用途の考え方については、建築基準法に基づく判断を基本とします。

なお、条例の別表第2（第17条関係）に規定する用途の具体的な判断は下記のとおりです。

- ア 介護老人保健施設や介護療養型医療施設は、「病院又は診療所」に含まれます。
- イ セレモニーホールや斎場は、「集会場」に含まれます。
また、公民館や集会所等、地域住民を対象とする集会施設も「集会場」に含まれます。
- ウ 知的障害者グループホームや認知症高齢者グループホームは、「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に含まれます。
その他のグループホームは、平面計画等にもよりますが、原則として「共同住宅又は寄宿舎」として取り扱います。
- エ 老人デイサービス事業の用に供する施設は、「老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの」に含まれます。
（ただし、条例第5章の規定の適用については、具体的な用途を確認のうえ判断することとします。）
- オ 会員制のスイミングスクールやフィットネスクラブ等は「体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場」に含まれます。
（ただし、会員制スイミングスクール、フィットクラブには、条例第5章の規定は適用されません。）
- カ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）第2条第5号に規定する旅客施設とは、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものいいます。

(3) 整備基準の適用範囲

- ア 物品販売店や飲食店におけるバックスペース(倉庫、厨房等)には適用されません。
- イ 事務所や工場においては、基本的に、多数の従業員が日常的に利用する部分(執務室、会議室、作業場、食堂等)のほか、多数の外部利用者の利用が想定される部分(見学コース等)が適用範囲となります。
- ウ 増改築等の場合、条例第5章(バリアフリー法に基づく制限付加の部分)の規定が適用される建築物にあっては、既存部分にも適用される場合があります。(詳細については、令第22条及び条例第35条を参照のこと)。それ以外の建築物にあっては、工事部分にのみ適用されます。

2 手続きの流れ等

(1) 各手続きと必要書類等

手続き	必要書類	提出部数
工事着手前の 計画の協議	協議書(第2号様式) 協議項目表 付近見取図、配置図、各階平面図(求積表) 必要に応じて部分詳細図等	正副各1部 副は正の コピーで可
協議後の変更 に係る協議	変更協議書(第2号の2様式) 上記 ~ の図書(変更に係るもの)	同上
工事完了の 届出	完了届出書(第3号様式)	同上
適合証の交付 請求	適合証交付請求書(第1号様式) 適合証の表示についての協議書 既存のまちづくり施設又は特定まちづくり施設以外 のまちづくり施設の場合は、そのほか、 まちづくり施設整備基準項目表に読み替えて使 用する特定まちづくり施設設置工事協議項目表 「計画の協議」欄の ~ の図書又は写真等	正1部

(2) 手続きの窓口

建築物の所在地	手続き窓口
向日市、長岡京市、大山崎町	京都府 乙訓土木事務所 建築住宅室 〒 617-0006 向日市上植野町馬立 8 TEL075-931-2478 FAX075-931-2150
城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	京都府 山城北土木事務所 建築住宅室 〒 610-0331 京田辺市田辺明田 1 TEL0774-62-2246 FAX0774-62-0876
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府 山城南土木事務所 建築住宅室 〒 619-0214 木津川市木津上戸 18-1 TEL0774-72-9521 FAX0774-72-0830
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府 南丹土木事務所 建築住宅室 〒 622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 TEL0771-62-0364 FAX0771-62-3494
福知山市	京都府 中丹西土木事務所 建築住宅室 〒 620-0055 福知山市篠尾新町一丁目 91 TEL0773-22-5144 FAX0773-22-5167
舞鶴市、綾部市	京都府 中丹東土木事務所 建築住宅室 〒 623-0012 綾部市川糸町丁畠 10-2 TEL0773-42-8785 FAX0773-42-2636
宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町	京都府 丹後土木事務所 建築住宅室 〒 626-0044 宮津市字吉原 2586-2 TEL0772-22-2703 FAX0772-22-1794
宇治市	宇治市 都市整備部 建築指導課 〒 611-8501 宇治市宇治琵琶 33 番地 TEL0774-20-8794 FAX0774-21-0409

(市町村名については H20.4.1 現在)

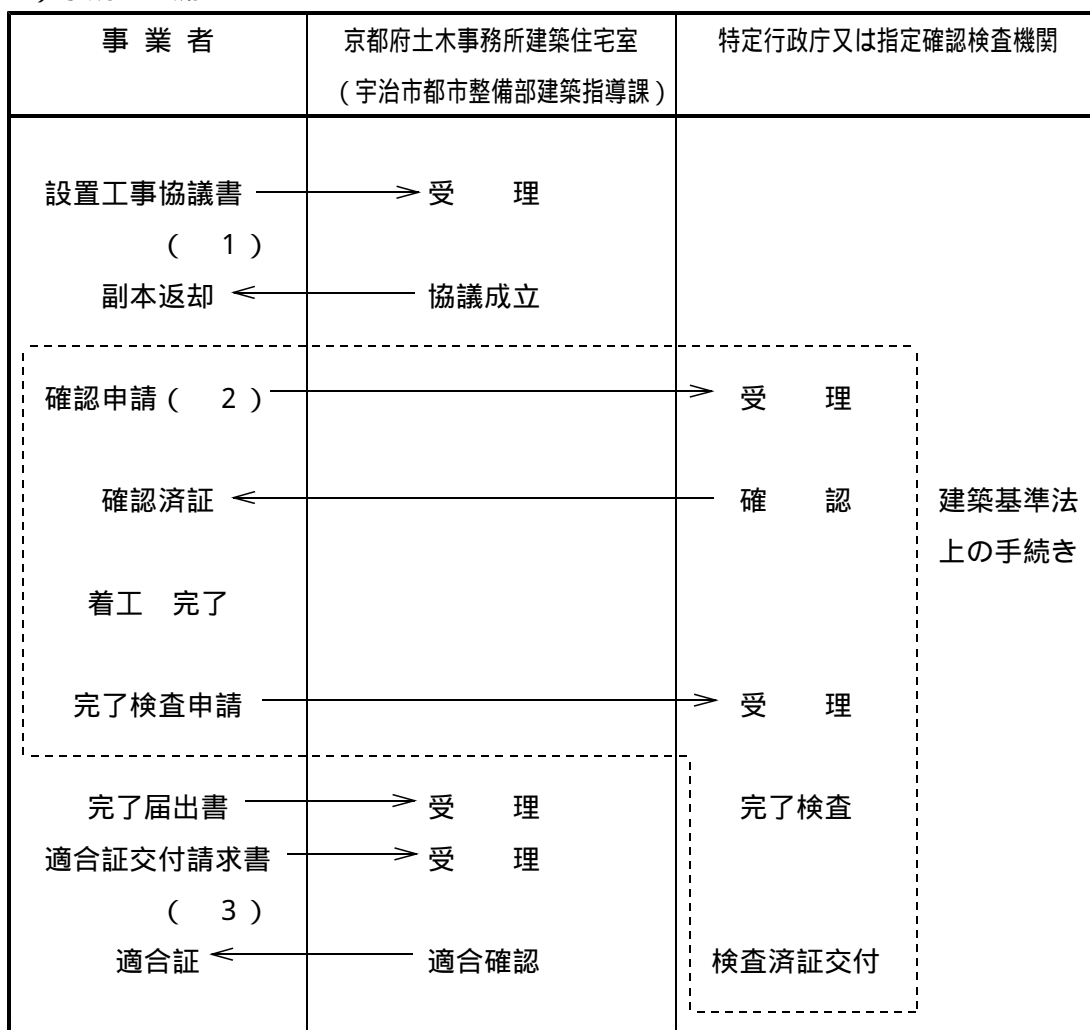
京都府の福祉のまちづくり 施設整備全般に関するお問 い合わせ	京都府 建設交通部 建築指導課 〒 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 TEL075-414-5349 FAX075-451-1991 Eメール kenchiku@pref.kyoto.lg.jp ホームページ http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/
--------------------------------------	---

(参考) 京都市域は、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」に基づく
手続きを行うこととなります。

ただし、適合証の交付手続きについては、京都府建設交通部建築指導課で行う
こととなります。

建築物の所在地	手続き窓口
京都市	京都市 都市計画局 建築指導部 建築審査課 〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺町 488 TEL075-222-3616 FAX075-212-3657

(3) 手続きの流れ



- 1 条例第37条の規定による認定が必要な場合は、京都府土木事務所建築住宅室(宇治市都市整備部建築指導課)へ申請してください。
- 2 建築確認申請書の副本には協議済みの協議書の副本を添付し、正本には同協議書副本の第2号様式の写しを添付してください。
- 3 「小規模な施設に係る基準の特例(規則第2条の2)」等の基準の緩和を適用した施設には、適合証の交付はされません。

3 各様式の記入要領

(1) 協議書(第2号様式(その1))

ア 「協議者」, 「1 代理人」, 「2 設計者」欄

- ・建築確認申請の際の内容を記入してください。

イ 「9 主たる用途」欄

- ・敷地単位の内容を記入してください。

(例: 小学校の体育館に係る協議 「小学校(体育館)」等 ×「体育館」)

- ・主たる用途と言えるものが複数ある場合は、すべて記入してください。

(例: 物品販売店と飲食店の複合施設でそれぞれ同程度の規模がある場合)

ウ 「10 条例適用部分の用途」欄

- ・複数ある場合は、すべて記入してください。
- ・増改築等の場合は、当該工事部分について記入してください。

エ 「11 延べ面積」欄

- ・敷地全体の数値を記入してください。

(複数棟ある場合はそれらの合計。増改築等の場合は既存部分も含めた増改築等の後の数値)

オ 「12 条例適用部分の延べ面積」欄

- ・増改築等の場合は、当該工事部分について記入してください。

(2) 協議項目表

ア 末尾の「注」をよく読んで記入してください。


イ 幅や奥行き等の寸法については、有効寸法を記入してください。

4 添付図書について


協議書に添付する図面は、整備基準に基づいて整備される内容がよく分かるように、以下の点に留意して作成してください。

(1) 共通事項

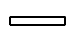
ア 整備内容は、図示のほか、適宜、コメントや数値の付記、色塗り等により明示してください。その際の凡例や色使いについては、次の例を参考にしてください。

 : 点状ブロック等【赤色】

 : 線状ブロック等【緑色】

 : 点字案内板(触知図+点字表示)【橙色】

 : 音声誘導装置【緑色】

 : 手すり【黄色】

イ 出入口については、その有効幅を記入してください。

ウ 傾斜路は、「スロープ」等と明記し、その有効幅を「幅 cm」、有効長さを「長さ cm」、勾配を「勾配 1 / 」等と記入してください。

エ 「すべての人が利用しやすい経路」等（ ）の設定をした経路について明示をしてください。

（条例第 5 章の規定適用外の場合）... 「すべての人が利用しやすい経路」

「視覚障害者が円滑に利用できる経路」

（条例第 5 章の規定適用の場合） ... 「移動等円滑化経路・特定利用居室までの経路」

「視覚障害者移動等円滑化経路」

「特定経路」

（ 2 ）配置図

ア 敷地に高低差がある場合は、主要なポイントの高さを記入してください。

（例：敷地の出入口付近、建築物の出入口付近、駐車場及びそれらを結ぶ通路における高さ等）

イ 車いす使用者用駐車施設はその旨を表示し、幅を記入してください。

ウ その他協議項目表による適合状況が確認できるよう、図示（例：車椅子使用者用便房に設置する「標識」の位置 等）してください。

（ 3 ）各階平面図

ア 同一階に高低差がある場合は、基準の高さに対する高低差を記入してください。

イ 車いす転回部分を明示してください。ただし、廊下等の幅が 140 cm 以上の場合は、任意の場所で車いすの転回が可能であると取り扱いますので、明示不要です。

ウ エレベーターが複数ある場合は、整備基準に適合させたものに「整備基準適合」等と記入してください。

エ 車いす使用者用便房については、腰掛便座や手すり等を図示してください。

5 様 式

- (1) 整備基準適合証交付請求書〔第 1 号様式〕
- (2) 適合証の表示についての協議書
- (3) 特定まちづくり施設設置工事協議書(建築物用)〔第 2 号様式〕
- (4) 特定まちづくり施設設置工事変更協議書(建築物用)〔第 2 号の 2 様式〕
- (5) 特定まちづくり施設設置工事完了届出書〔第 3 号様式〕
- (6) 特定まちづくり施設設置工事協議項目表(バリアフリー法・条例第 5 章の規定の適用対象外建築物用)
- (7) 特定まちづくり施設設置工事協議項目表(バリアフリー法・条例第 5 章の規定の適用対象建築物用)
- (8) 特定まちづくり施設設置工事協議項目表(旅客施設用)

別記

第1号様式(第3条関係)

整備基準適合証交付請求書

年 月 日

京都府知事 様

(市長)

請求者 住 所

氏 名 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第16条第1項の規定により、次のとおり整備基準適合証の交付を、
請求します。

1 まちづくり施設の所在地	
2 まちづくり施設の名称	
3 主 要 用 途	
4 面 積	敷地面積 m ² 、延べ面積 m ²
5 構 造 ・ 階 数	造 階建
6 工 事 着 手 ・ 完 了 年 月	着手 年 月・完了 年 月
7 連 絡 先	会社名 担当者名 電話番号
受 付 年 月 日 ・ 番 号	審 査 結 果 等

注 印欄には、記入しないでください。

整備基準適合証の表示についての協議書

1 まちづくり施設の所在地	
2 まちづくり施設の名称	
3 整備基準適合証の表示方法 (1) 交付希望枚数 (2) 掲示場所	枚
協議結果 交付枚数 掲示場所	枚

注 印欄には、記入しないでください。

特定まちづくり施設設置工事協議書（建築物用）

年 月 日

京都府知事 様
（ 市長 ）

協議者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により、次のとおり協議します。

1 代 理 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号		
2 設 計 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号		
3 建築物の所在地			
4 工 事 種 別	新築 増築 改築 用途変更 大規模の修繕・模様替え		
5 敷地の用途地域		6 敷地の面積	m ²
7 階 数	地上 階、地下 階	8 建築物の構造	造
9 主たる用途		10 条例適用部分 の 用 途	
11 延べ面積	m ²	12 条例適用部分 の 延 べ 面 積	m ²
13 工 事 予 定	着工 年 月 日・完了 年 月 日		

受付年月日・番号	協議成立年月日	

注 印欄には、記入しないでください。

第2号の2様式(第4条関係)

(その1)

特定まちづくり施設設置工事変更協議書(建築物用)

年 月 日

京都府知事 様
(市長)

協議者 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第2項の規定により、次のとおり協議します。

1 代 理 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号		
2 設 計 者	住所(事務所の所在地) 事務所の名称 氏名 ㊟ 電話番号		
3 建築物の所在地			
4 当初の協議の 受付番号		5 当初の協議の 成立年月日	年 月 日
6 変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後

受付年月日・番号	協議成立年月日	

注 印欄には、記入しないでください。

第3号様式（第5条関係）

特定まちづくり施設設置工事完了届出書

年 月 日

京都府知事 様
（ 市長 ）

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

京都府福祉のまちづくり条例第19条第3項の規定により、次のとおり特定まちづくり施設の設置工事の完了を届け出ます。

1 施設の所在地	
2 施設の名称	
3 協議の受付番号	
4 協議成立年月日	年 月 日
5 工事完了年月日	年 月 日
6 連絡先	会社名 担当者名 電話番号
受付欄	

注 印欄には、記入しないでください。

特定まちづくり施設設置工事協議項目表
 (バリアフリー法・条例第5章の規定の適用**対象外**建築物用)

建築物の名称	
建築物の所在地	

整備基準

1 一般基準
 各整備箇所(「すべての人が利用しやすい経路」上のものを含む。)に共通に適用される基準です。

整備項目		整備基準	記入欄	審査
廊下等				
表面		粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様:	
注意喚起	場所	階段の上端の廊下等に点状ブロック等	有 無	
階段				
手すり		設置	有 段鼻からの高さ()cm 無	
表面		粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様:	
段	識別性	色の明度差が大きい等	仕様:	
	構造	つまずきにくい	段鼻の突き出し: 有 無 蹴込板: 有 無 蹴込寸法: 2cm以下 2cm超え	
注意喚起	場所	階段の上端の踊場に点状ブロック等	有 無	
主たる階段		回り階段としない	回り階段: 有 無	
傾斜路				
傾斜路	手すり	勾配 > 1/12、又は高さ > 16cmの傾斜部分に設置	有 無	
	表面 識別性	粗面、滑りにくい材料仕上げ 色の明度差が大きい等	仕様: 仕様:	
便所				
床の表面		滑りにくい材料仕上げ	仕様:	
車いす使用者用便房	設置数	1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上)	設置数: 共用() 男子() 女子()	
	便座	腰掛便座	有 無	
	手すり	設置	有 無	
	広さ	車いす使用者の円滑な利用に十分な空間	()cm × ()cm	
	出入口の幅	80cm以上	幅()cm	
	出入口の戸	引き戸(構造上困難 外開き戸) 前後に高低差なし	引き戸 外開き戸 その他() 高低差: 有 無	
洗面器等の水栓		レバー式、光感知式等を1以上設置	レバー式 光感知式 その他()	
1以上の小便器		手すりが配置された床置き式、壁掛式(受け口の高さが35cm以下)その他類する構造	手すり: 有 無 床置き式 壁掛式(受け口の高さが35cm以下) その他()	
子育て支援設備	ベビーチェア等	1以上(男女区別のある便房に設けるととき それぞれに1以上) 標識を掲示	設置場所(設置数): 車いす使用者用便房() 男子便所() 女子便所() 有 無	
	ベビーベッド等	1以上 標識を掲示	設置場所(設置数): 車いす使用者用便房() 男子便所() 女子便所() その他() 有 無	
敷地内の通路				
表面		粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様:	
段を設ける場合	手すり 識別性	設置 色の明度差が大きい等	有 無 仕様:	
	構造	つまずきにくい	段鼻の突き出し: 有 無 蹴込板: 有 無 蹴込寸法: 2cm以下 2cm超え	
傾斜路	手すり	勾配 > 1/12、又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜部分に設置	有 無	
	識別性	色の明度差が大きい等	仕様:	

駐車場			
車いす使用者用駐車施設	設置数	・全駐車台数50台以上 1以上 ・全駐車台数100台以上 2以上	全駐車台数() 設置数()
	幅	350cm以上	幅()cm
	表示	設置	有 無
	位置	2の の経路が短くなるように	適 否
浴室等			
床の表面		滑りにくい材料仕上げ	仕様:
車いす使用者対応の浴室等	設置数	1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上)	設置数: 共用() 男子() 女子()
	設備	浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	適 否
	広さ	車いす使用者の円滑な利用に十分な空間	適 否
	出入口の幅	80cm以上	幅()cm
	出入口の戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし	適 否 高低差: 有 無
客席			
車いす使用者用区画	設置数	全客席数×1/200 以上 (2未満 2、10超 10)	全客席数() 設置数()
	1区画の広さ	幅85cm以上、奥行き120cm以上	幅()cm、奥行き()cm
	区画の床面	高低差なし	高低差: 有 無
	区画への通路	幅120cm以上	幅()cm
	通路の高低差	傾斜路を設置	高低差: 有 無 傾斜路: 有 無

2 すべての人が利用しやすい経路

右に掲げる経路を構成するものについて記入してください。

、 について、利用居室等がない場合は、「利用居室等」を「道等」と読み替えてください。

道等～利用居室等

車いす使用者用便房～利用居室等

車いす使用者駐車施設～利用居室等

整備項目	整備基準	記入欄	審査
出入口			
建築物の出入口	幅	80cm以上	幅()cm
	戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	自動 手動 取っ手: 棒状 押板 しゃ その他()
		回転形式としない 前後に高低差なし	回転形式: 有 無 高低差: 有 無
主要な出入口	経路を構成する地上階の出入口の1以上は主要な出入口とする	適 否	
居室の出入口	幅	80cm以上	幅()cm
	戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	自動 手動 取っ手: 棒状 押板 しゃ その他()
		回転形式としない 前後に高低差なし	回転形式: 有 無 高低差: 有 無
廊下等			
一般基準への適合	一般基準に適合するものであること	適 否	
幅	120cm以上	幅()cm	
車いす転回部分	50m以内毎に設置	有 無	
戸を設ける場合	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	適 否	
	前後に高低差なし	高低差: 有 無	
高低差がある場合	傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	高低差: 有 傾斜路 無 傾斜路 その他()	
傾斜路			
傾斜路	一般基準	一般基準に適合するものであること	適 否
	手すり	設置	有 無
	幅	120cm以上(階段に併設 90cm以上)	幅()cm 階段に併設
	勾配	1/12以下 (高低差16cm以下 1/8以下)	勾配() 高低差()cm
	踊場 起点終点	高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上 車いすが停止可能な平坦部分を設置	踏幅()cm 有 無

エレベーター			
停止階		利用居室等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階	利用居室（住戸、客室）のある階 車いす使用者用便房のある階 車いす使用者用駐車施設のある階 地上階
かご	出入口の幅	80cm以上	幅（ ）cm
	奥行き	135cm以上	奥行き（ ）cm
	車いす使用者用操作盤	利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 ・かごの位置表示 ・インターホン	床面からの高さ（ ）cm 戸の開放時間延長 かごの位置表示 インターホン
	操作盤（上記以外）	点字表示	有 無
	表示装置	停止予定階・現在位置	停止予定階 現在位置
	音声装置	・到着階及び戸の閉鎖 ・昇降方向（かご又は乗降ロビー）	到着階 戸の閉鎖 昇降方向
	鏡	設置	有 無
	戸の閉鎖制止装置	感知式	有 無
乗降ロビー	手すり	左右両側に設置	有 無
	高低差	高低差なし	高低差： 有 無
	広さ	幅及び奥行き150cm以上	幅（ ）cm 奥行き（ ）cm
	車いす使用者用操作盤	利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長	床面からの高さ（ ）cm 戸の開放時間延長
	操作盤（上記以外）	点字表示	有 無
	表示装置	昇降方向	有 無
特殊な構造・使用形態の昇降機			
段差解消機		・H12建設省告示第1413号第1第7号 ・かごの床面積0.84㎡以上 （乗降方向に応じて十分に確保）	適 否 かごの床面積（ ）㎡
車いす使用者用エスカレーター		H12建設省告示第1417号第1号ただし書き	適 否
敷地内の通路			
一般基準への適合		一般基準に適合するものであること	適 否
幅		120cm以上	幅（ ）cm
車いす転回部分		50m以内毎に設置	有 無
戸を設ける場合		自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	適 否
		前後に高低差なし	高低差： 有 無
高低差がある場合		傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設	高低差： 有 傾斜路 エレベーター その他（ ） 無
			無
傾斜路	手すり	設置	有 無
	幅	120cm以上（段に併設 90cm以上）	幅（ ）cm 段に併設
	勾配	1/12以下 （高低差16cm以下 1/8以下）	勾配（ ） 高低差（ ）cm
	踊場	高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上	踏幅（ ）cm
	起点終点	車いすが停止可能な平坦部分を設置	有 無

3 視覚障害者が円滑に利用できる経路

整備項目	整備基準	記入欄	審査
誘導が必要な経路	次のいずれかの経路の1以上 ・道等～案内設備 ・道等～建築物の主要な出入口	道等～案内設備 道等～建築物の主要な出入口	
誘導方法	視覚障害者誘導用ブロック等、又は音声その他	視覚障害者誘導用ブロック等 音声誘導装置 その他（ ）	
注意喚起	場所	誘導経路を構成する敷地内通路の次の部分に点状ブロック等 ・車路に近接する部分 ・段の上端	車路に近接する部分 段の上端

整備誘導基準

整備項目		整備誘導基準	記入欄	審査	
オストメイト対応 便所	設置数	1以上（男女区別あるとき それぞ れ1以上）	設置数（ ）		
	設備	フラッシュバルブ式汚物流し等を適 切に配置	汚物流し パウチ洗浄水栓 給湯設備 荷物置き等の棚等 水石鹸入れ ペーパーホルダー 汚物入れ その他（ ）		
	標識	掲示	有 無		
車いす使用 者用客室	設置数	1以上	設置数（ ）		
	便所	腰掛便座	有 無		
		手すり設置	有 無		
		車いす使用者の円滑な利用に十分な 空間	() cm × () cm		
		出入口の幅80cm以上	幅() cm		
	浴室等	出入口の戸は自動又は開閉容易	良 否		
		戸の前後に高低差なし	高低差： 有 無		
		浴槽、シャワー、手すり等を適切に 配置	良 否		
車いす使用者の円滑な利用に十分な 空間		良 否			
授乳場所	設置数	1以上	設置数（ ）		
	設備	ベビーベッド、いす等を適切に配置	ベビーベッド いす 流し台 洗面台 荷物置き その他（ ）		
	標識	掲示	有 無		
避難口誘導灯	点滅機能及び音声誘導機能	点滅機能 音声誘導機能			
集団補聴設備	磁気ループ等を設置	磁気ループ（ 敷設 携帯型 ） 赤外線送受信装置 その他（ ）			

【備考】

整備項目	整備基準への適が困難な理由等	代替措置等	審査	

注

- 1 記入欄（太枠内）に必要な事項を記入し、また、該当する項目にチェックしてください。
- 2 複数の整備項目がある場合は、最も条件の厳しいものについて記入してください。
（例1：出入口や廊下等の幅 最小のものの数値 例2：傾斜路の勾配 最大のものの数値）
- 3 備考欄には、整備基準への適が困難な場合や、整備基準に代わりそれと同等以上の措置を取ろうとする場合に記入するほか、適宜活用してください。
- 4 審査欄には記入しないでください。

特定まちづくり施設設置工事協議項目表
 (バリアフリー法・条例第5章の規定の適用対象建築物用)

建築物の名称	
建築物の所在地	

整備基準

1 一般基準

各特定施設(「移動等円滑化経路・特定利用居室までの経路」又は「特定経路」上のものを含む。)に共通に適用される基準です。

整備項目	整備基準	記入欄	審査
------	------	-----	----

廊下等			
表面		粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様:
注意喚起	場所	階段又は傾斜路の上端の廊下等に点状ブロック等	有 無
階段			
手すり		設置	有 段鼻からの高さ() cm 無
表面		粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様:
段	識別性	色の明度差が大きい等	仕様:
	構造	つまずきにくい	段鼻の突き出し: 有 無 蹴込板: 有 無 蹴込寸法: 2 cm以下 2 cm超え
注意喚起	場所	階段の上端の踊場に点状ブロック等	有 無
主たる階段		回り階段としない	回り階段: 有 無
傾斜路			
傾斜路	手すり	勾配 > 1/12、又は高さ > 16cmの傾斜部分に設置	有 無
	表面	粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様:
	識別性	色の明度差が大きい等	仕様:
	注意喚起	傾斜部分の上端の踊場に点状ブロック等	有 無
便所			
床の表面		滑りにくい材料仕上げ	仕様:
車いす使用者用便房	設置数	1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上)	設置数: 共用() 男子() 女子()
	便座	腰掛便座	有 無
	手すり	設置	有 無
	広さ	幅又は奥行き180cm以上、かつ、内法面積3.6㎡以上	() cm × () cm = () ㎡
	出入口の幅	85cm以上	幅() cm
	出入口の戸	引き戸(構造上困難 外開き戸) 前後に高低差なし	引き戸 外開き戸 その他() 高低差: 有 無
その他の便房	和式便房	1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上)に手すりを設置	有 無
	洋式便房	1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上)に手すりを設置	有 無
洗面器等の水栓		レバー式、光感知式等を1以上設置	レバー式 光感知式 その他()
1以上の小便器		手すりが配置された床置き式、壁掛式(受け口の高さが35cm以下)その他類する構造	手すり: 有 無 床置き式 壁掛式(受け口の高さが35cm以下) その他()
点状ブロック等の敷設		和式便器、小便器、洗面器又は手洗い器の足踏み部分	和式便器 小便器 洗面器又は手洗い器
子育て支援設備	ベビーチェア等	1以上(男女区別のある便房に設けるととき それぞれに1以上) 標識を掲示	設置場所(設置数): 車いす使用者用便房() 男子便所() 女子便所() 有 無
	ベビーベッド等	1以上 標識を掲示	設置場所(設置数): 車いす使用者用便房() 男子便所() 女子便所() その他() 有 無

敷地内の通路			
表面		粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様： 有 無
段を設ける場合	手すり	設置	仕様： 有 無
	識別性	色の明度差が大きい等	段鼻の突き出し： 有 無
傾斜路	構造	つまずきにくい	蹴込板： 有 無
	手すり	勾配 > 1/12、又は高さ > 16cmかつ勾配 > 1/20の傾斜部分に設置	蹴込寸法： 2 cm以下 2 cm超え
	識別性	色の明度差が大きい等	仕様： 有 無
浴室等			
床の表面		滑りにくい材料仕上げ	仕様： 設置数：共用() 男子() 女子()
車いす使用者対応の浴室等	設置数	1以上(男女区別あるとき それぞれ1以上)	適 否
	設備	浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置	適 否
	広さ	車いす使用者の円滑な利用に十分な空間	適 否
	出入口の幅	85cm以上	幅() cm
	出入口の戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 回転形式としない 前後に高低差なし	適 否 回転形式： 有 無 高低差： 有 無
駐車場			
車いす使用者用駐車施設	設置数	・全駐車台数200台以下 全駐車台数×1/50 以上 ・全駐車台数200台超 2 + 全駐車台数×1/100 以上	全駐車台数() 設置数()
	幅	350cm以上	幅() cm
	表示	設置	有 無
	位置	2の又は4のの経路が短くなるように	適 否
客席			
車いす使用者用区画	設置数	全客席数×1/200 以上 (2未満 2、10超 10)	全客席数() 設置数()
	1区画の広さ	幅85cm以上、奥行き120cm以上	幅() cm、奥行き() cm
	区画の床面	高低差なし	高低差： 有 無
	区画への通路	幅120cm以上	幅() cm
	通路の高低差	傾斜路を設置	高低差： 有 無 傾斜路： 有 無

2 移動等円滑化経路・特定利用居室までの経路

右に掲げる経路を構成するものについて記入してください。
、 について、(特定)利用居室がない場合は、「(特定)利用居室」を「道等」と読み替えてください。

道等～(特定)利用居室
車いす使用者用便房～(特定)利用居室
車いす使用者用駐車施設～(特定)利用居室

整備項目	整備基準	記入欄	審査
段差解消			
経路上の階段又は段の原則設置禁止	傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合はこの限りでない	建築物内： 傾斜路 エレベーター その他() 敷地内の通路： 傾斜路 エレベーター その他()	
出入口			
建築物の出入口	主要な出入口	経路を構成する地上階の出入口の1以上は主要な出入口とする	適 否
	幅	上記出入口の幅90cm以上	幅() cm
	戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 回転形式としない 前後に高低差なし	自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃもじ その他() 回転形式： 有 無 高低差： 有 無
	幅	80cm以上	幅() cm
利用居室・特定利用居室の出入口	戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 回転形式としない 前後に高低差なし	自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃもじ その他() 回転形式： 有 無 高低差： 有 無
	幅	80cm以上	幅() cm
	戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 回転形式としない 前後に高低差なし	自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃもじ その他() 回転形式： 有 無 高低差： 有 無
	幅	80cm以上	幅() cm

廊下等				
一般基準への適合	一般基準に適合するものであること	適 否		
幅	130cm以上	幅 () cm		
車いす転回部分	50m以内毎に設置	有 無		
戸を設ける場合	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし	適 否 高低差： 有 無		
傾斜路				
傾斜路	一般基準	一般基準に適合するものであること	適 否	
	手すり	設置	有 無	
	幅	130cm以上（階段に併設 90cm以上）	幅 () cm 階段に併設	
	勾配	1/12以下 （高低差16cm以下 1/8以下）	勾配 () 高低差 () cm	
	踊場	高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上	踏幅 () cm	
	立ち上がり等 起点終点	両側に側壁又は立ち上がり部を設置 車いすが停止可能な平坦部分を設置	有 無 有 無	
エレベーター				
停止階	利用居室・特定利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階	利用居室・特定利用居室のある階 車いす使用者用便房のある階 車いす使用者用駐車施設のある階 地上階		
かご	出入口の幅	80cm以上	幅 () cm	
	奥行き	135cm以上	奥行き () cm	
	幅	140cm以上	幅 () cm	
	構造	車いすの転回に支障がない構造	適 否	
	車いす使用者用操作盤	利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 ・かごの位置表示 ・インターホン	床面からの高さ () cm 戸の開放時間延長 かごの位置表示 インターホン	
	操作盤（上記以外）	点字表示	有 無	
	表示装置	停止予定階・現在位置	停止予定階 現在位置	
	音声装置	・到着階及び戸の開鎖 ・昇降方向（かご又は乗降ロビー）	到着階 戸の開鎖 昇降方向	
	鏡	設置	有 無	
	戸の開鎖制止装置	感知式	有 無	
乗降ロビー	手すり	左右両側に設置	有 無	
	高低差	高低差なし	高低差： 有 無	
	広さ	幅及び奥行き150cm以上	幅 () cm 奥行き () cm	
	車いす使用者用操作盤	利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長装置	床面からの高さ () cm 戸の開放時間延長	
	操作盤（上記以外）	・点字表示 ・前の床面に点状ブロック等	点字表示： 有 無 点状ブロック等： 有 無	
	表示装置	昇降方向	有 無	
特殊な構造・使用形態の昇降機				
段差解消機	・H12建設省告示第1413号第1第7号 ・かごの床面積0.84㎡以上 （乗降方向に応じて十分に確保）	適 否 かごの床面積 () ㎡		
車いす使用者用エスカレーター	H12建設省告示第1417号第1号ただし書き	適 否		
敷地内の通路				
一般基準への適合	一般基準に適合するものであること	適 否		
幅	130cm以上	幅 () cm		
車いす転回部分	50m以内毎に設置	有 無		
戸を設ける場合	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし	適 否 高低差： 有 無		
傾斜路	手すり	設置	有 無	
	幅	130cm以上（段に併設 90cm以上）	幅 () cm 段に併設	
	勾配	1/15以下 （高低差16cm以下 1/8以下）	勾配 () 高低差 () cm	
	踊場	高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上	踏幅 () cm	
	立ち上がり等 起点終点	両側に側壁又は立ち上がり部を設置 車いすが停止可能な平坦部分を設置	有 無 有 無	

3 視覚障害者利用円滑化経路

整備項目		整備基準	記入欄	審査
誘導が必要な経路		次のいずれかの経路の1以上 ・道等～屋内の案内設備 ・道等～建築物の主要な出入口	道等～屋内の案内設備 道等～建築物の主要な出入口	
誘導方法		視覚障害者誘導用ブロック等、又は音声その他	視覚障害者誘導用ブロック等 音声誘導装置 その他()	
注意喚起	場所	誘導経路を構成する敷地内通路の次の部分に点状ブロック等 ・車路に近接する部分 ・段、傾斜部分の上端	車路に近接する部分 段の上端 傾斜部分の上端	

4 特定経路

「共同住宅若しくは寄宿舎」又は「ホテル若しくは旅館」の場合、右に掲げる経路を構成するものについて記入してください。

道等～住戸等
車いす使用者用便房～住戸等
車いす使用者用駐車施設～住戸等

整備項目		整備基準	記入欄	審査
段差解消				
経路上の階段又は段の原則設置禁止		傾斜路又は昇降機を併設する場合はこの限りでない	建築物内：傾斜路 昇降機 敷地内の通路：傾斜路 昇降機	
出入口				
建築物の出入口	幅	主要な出入口の幅90cm以上	幅() cm	
	戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	自動 手動 取っ手：棒状 押板 しゃべり その他()	
		回転形式としない 前後に高低差なし	回転形式：有 無 高低差：有 無	
住戸等の出入口	幅	80cm以上	幅() cm	
	戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	自動 手動 取っ手：棒状 押板 しゃべり その他()	
		回転形式としない 前後に高低差なし	回転形式：有 無 高低差：有 無	
廊下等				
表面		粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様：	
注意喚起	場所	階段又は傾斜路の上端の廊下等に点状ブロック等（共同住宅又は寄宿舎を除く）	有 無	
幅		120cm以上	幅() cm	
車いす転回部分		50m以内毎に設置	有 無	
戸を設ける場合		自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし	適 否 高低差：有 無	
傾斜路				
傾斜路	手すり	設置	有 無	
	表面	粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様：	
	識別性	色の明度差が大きい等	仕様：	
	注意喚起	傾斜部分の上端の踊場に点状ブロック等（共同住宅又は寄宿舎を除く）	廊下等 踊場	
	幅	120cm以上（階段に併設 90cm以上）	幅() cm 階段に併設	
	勾配	1/12以下 （高低差16cm以下 1/8以下）	勾配() 高低差() cm	
	踊場	高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上	踏幅() cm	
立ち上がり等	両側に側壁又は立ち上がり部を設置	有 無		
起点終点	車いすが停止可能な平坦部分を設置	有 無		

エレベーター			
停止階		利用居室・住戸又は客室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階	利用居室・住戸又は客室のある階 車いす使用者用便房のある階 車いす使用者用駐車施設のある階 地上階
かご	出入口の幅	80cm以上	幅()cm
	奥行き	135cm以上	奥行き()cm
	車いす使用者用操作盤	利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 ・かごの位置表示 ・インターホン	床面からの高さ()cm 戸の開放時間延長 かごの位置表示 インターホン
	操作盤(上記以外)	点字表示	有 無
	表示装置	停止予定階・現在位置	停止予定階 現在位置
	音声装置	・到着階及び戸の閉鎖 ・昇降方向(かご又は乗降口ビー)	到着階 戸の閉鎖 昇降方向
	鏡	設置	有 無
乗降口ビー	戸の閉鎖制止装置	感知式	有 無
	手すり	左右両側に設置	有 無
	高低差	高低差なし	高低差： 有 無
	広さ	幅及び奥行き150cm以上	幅()cm 奥行き()cm
	車いす使用者用操作盤	利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長装置	床面からの高さ()cm 戸の開放時間延長
	操作盤(上記以外)	・点字表示 ・前の床面に点状ブロック等	点字表示： 有 無 点状ブロック等： 有 無
	表示装置	昇降方向	有 無
特殊な構造・使用形態の昇降機			
段差解消機		・H12建設省告示第1413号第1第7号 ・かごの床面積0.84㎡以上 (乗降方向に応じて十分に確保)	適 否 かごの床面積()㎡
車いす使用者用エスカレーター		H12建設省告示第1417号第1号ただし書き	適 否
敷地内の通路			
表面		粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様：
幅		130cm以上	幅()cm
車いす転回部分		50m以内毎に設置	有 無
戸を設ける場合		自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造 前後に高低差なし	適 否 高低差： 有 無
	識別性	色の明度差が大きい等	仕様：
傾斜路	手すり	設置	有 無
	幅	130cm以上(段に併設 90cm以上)	幅()cm 段に併設
	勾配	1/12以下 (高低差16cm以下 1/8以下)	勾配() 高低差()cm
	踊場	高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上	踏幅()cm
	立ち上がり等	両側に側壁又は立ち上がり部を設置	有 無
段を設ける場合	起点終点	車いすが停止可能な平坦部分を設置	有 無
	手すり	設置	有 無
	識別性	色の明度差が大きい等	仕様：
	構造	つまずきにくい	段鼻の突き出し： 有 無 蹴込板： 有 無 蹴込寸法： 2cm以下 2cm超え

整備誘導基準

整備項目		整備誘導基準	記入欄	審査
オストメイト対応 便所	設置数	1以上（男女区別あるとき それぞ れ1以上）	設置数（ ）	
	設備	フラッシュバルブ式汚物流し等を適 切に配置	汚物流し パウチ洗浄水栓 給湯設備 荷物置き等の棚等 水石鹸入れ ペーパーホルダー 汚物入れ その他（ ）	
	標識	掲示	有 無	
車いす使用 者用客 室	設置数	1以上	設置数（ ）	
	便所	腰掛便座	有 無	
		手すり設置	有 無	
		車いす使用者の円滑な利用に十分な 空間	() cm × () cm	
		出入口の幅80cm以上	幅() cm	
		出入口の戸は自動又は開閉容易 戸の前後に高低差なし	良 否 高低差： 有 無	
	浴室等	浴槽、シャワー、手すり等を適切に 配置	良 否	
		車いす使用者の円滑な利用に十分な 空間	良 否	
		出入口の幅80cm以上	幅() cm	
		出入口の戸は自動又は開閉容易 戸の前後に高低差なし	良 否 高低差： 有 無	
設置数		1以上	設置数（ ）	
授乳場所	設備	ベビーベッド、いす等を適切に配置	ベビーベッド いす 流し台 洗面台 荷物置き その他（ ）	
	標識	掲示	有 無	
避難口誘導灯	点滅機能及び音声誘導機能	点滅機能 音声誘導機能		
集団補聴設備	磁気ループ等を設置	磁気ループ（敷設 携帯型） 赤外線送受信装置 その他（ ）		

【備考】

整備項目	整備基準への適合が困難な理由等	代替措置等	審査

注

- 1 記入欄（太枠内）に必要な事項を記入し、また、該当する項目にチェックしてください。
- 2 複数の整備項目がある場合は、最も条件の厳しいものについて記入してください。
（例1：出入口や廊下等の幅 最小のものの数値 例2：傾斜路の勾配 最大のものの数値）
- 3 備考欄には、整備基準への適合が困難な場合や、整備基準に代わりそれと同等以上の措置を取ろうとする場合に記入するほか、適宜活用してください。
- 4 審査欄には記入しないでください。

特定まちづくり施設設置工事協議項目表

(旅客施設用)

旅客施設の名称	
旅客施設の所在地	

整備基準

1 一般基準

各整備箇所（「すべての人が円滑に通行できる経路」上のものを含む。）に共通に適用される基準です。

整備項目	整備基準	記入欄	審査
通路			
表面	粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様：	
段がある部分	識別性	色の明度差が大きい等	仕様：
	構造	つまずきにくい	段鼻の突き出し： 有 無 蹴込板： 有 無 蹴込寸法： 2 cm以下 2 cm超え
階段			
手すり	設置	両側に設置	有 無 段鼻からの高さ（ ）cm
	端部付近	階段の通じる場所を点字表示	有 無
構造		回り階段としない	回り階段： 有 無
表面		粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様：
段	識別性	色の明度差が大きい等	仕様：
	構造	つまずきにくい	段鼻の突き出し： 有 無 蹴込板： 有 無 蹴込寸法： 2 cm以下 2 cm超え
立ち上がり等		両側に側壁又は立ち上がり部を設置	有 無
傾斜路			
傾斜路	手すり	両側に設置	有 無
	表面	粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様：
	立ち上がり等	両側に側壁又は立ち上がり部を設置	有 無
	識別性	色の明度差が大きい等	仕様：
便所			
便所共通	出入口付近の案内板等	男女区別及び便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示す設備を設置	男女区別 便所の構造 音 点字 その他（ ）
	床の表面	滑りにくい材料仕上げ	仕様：
	小便器	手すりが配置された床置き、壁掛式（受け口の高さが35cm以下）その他類する構造のものを1以上	手すり： 有 無 床置き 壁掛式（受け口の高さが35cm以下） その他（ ）
車いす使用者用便房	設置数	1以上（男女区別あるとき それぞれ1以上）	設置数： 共用（ ） 男子（ ） 女子（ ）
	便座	腰掛便座	有 無
	手すり	設置	有 無
	広さ	車いす使用者の円滑な利用に十分な空間	（ ）cm × （ ）cm
	出入口の幅	80cm以上	幅（ ）cm
	出入口の戸	引き戸（構造上困難 外開き戸）	引き戸 外開き戸 その他（ ）
	標識	前後に高低差なし	高低差： 有 無
便房への経路	1の経路の「通路」に同じ	適 否	
洗面器等の水栓			
		レバー式、光感知式等を1以上設置	レバー式 光感知式 その他（ ）
子育て支援設備	ベビーチェア等	1以上（男女区別のある便房に設けるととき それぞれに1以上）	設置場所（設置数）： 車いす使用者用便房（ ） 男子便所（ ） 女子便所（ ）
	ベビーベッド等	1以上	設置場所（設置数）： 車いす使用者用便房（ ） 男子便所（ ） 女子便所（ ） その他（ ）
		標識を掲示	有 無
		標識を掲示	有 無
運行情報提供設備等			
運行情報提供設備		文字等による表示設備及び音声による情報提供設備を設置	文字等による設備 音声による設備

標識	掲示場所	エレベーターその他の昇降機、便所、乗車券等販売所の付近	適 否		
	表示内容	上記の設備等がある旨	エレベーター エスカレーター 便所 乗車券等販売所		
案内板等	設置場所	公共用通路の出入口（改札口）付近	出入口 改札口		
	表示内容	エレベーターその他の昇降機、便所、乗車券等販売所の配置	案内板等： 有 無 不要（容易に視認可能）		
視覚障害者への案内	設置場所	公共用通路の出入口（改札口）付近 その他	出入口 改札口 その他（ ）		
	内容	施設の構造及び主要な設備	適 否		
	方法	音、点字その他	音 点字 その他（ ）		
乗車券等販売所、待合所及び案内所					
乗車券等販売所	販売所への経路	1の経路の「通路」に同じ	適 否		
	出入口の幅	80cm以上	幅（ ）cm		
	出入口の戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃもじ その他（ ）		
		前後に高低差なし	高低差： 有 無		
カウンター	車いす使用者が円滑に利用できる構造	適 否 職員が前に出て対応可能な構造			
待合所・案内所	経路	1の経路の「通路」に同じ	適 否		
	出入口の幅	80cm以上	幅（ ）cm		
	出入口の戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃもじ その他（ ）		
		前後に高低差なし	高低差： 有 無		
カウンター	車いす使用者が円滑に利用できる構造	適 否 職員が前に出て対応可能な構造			

2 すべての人が円滑に通行できる経路

公共用通路～車両等の乗降口の経路を構成するものについて記入してください。

整備項目	整備基準	記入欄	審査
高低差			
高低差がある場合	傾斜路又はエレベーターを併設	高低差： 有 傾斜路 エレベーター 無	
出入口			
公共用通路の出入口	幅	90cm以上	幅（ ）cm
	戸	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	自動 手動 取っ手： 棒状 押板 しゃもじ その他（ ）
		前後に高低差なし	高低差： 有 無
通路			
一般基準への適合	一般基準に適合するものであること	適 否	
幅	140cm以上（構造上困難 車いす転回部分設置の上で120cm以上）	幅（ ）cm 車いす転回部分設置	
戸を設ける場合	自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造	適 否	
	前後に高低差なし	高低差： 有 無	
傾斜路			
傾斜路	一般基準	一般基準に適合するものであること	適 否
	幅	120cm以上（段に併設 90cm以上）	幅（ ）cm 段に併設
	勾配	1/12以下 （高低差16cm以下 1/8以下）	勾配（ ） 高低差（ ）cm
	踊場 起点終点	高低差75cm以内毎に踏幅150cm以上 車いすが停止可能な平坦部分を設置	踏幅（ ）cm 有 無
エレベーター			
かご	出入口の幅	80cm以上	幅（ ）cm
	幅	140cm以上（*）	幅（ ）cm
	奥行き	135cm以上（*）	奥行き（ ）cm
	鏡	設置（*）	有 無
	出入口の戸	ガラス等がはめ込まれていること又は内外に画像を表示する設備を設置することによりかご内外が視認できる構造	適 否

かご (続き)	手すり	左右両側に設置	有 無		
	表示装置	停止予定階・現在位置	停止予定階 現在位置		
	音声装置	・到着階及び戸の閉鎖 ・昇降方向(かご又は乗降口ビー)	到着階 戸の閉鎖 昇降方向		
	車いす使用者 用操作盤	利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長 ・かごの位置表示 ・インターホン	床面からの高さ() cm 戸の開放時間延長 かごの位置表示 インターホン		
	操作盤 (上記以外)	点字表示	有 無		
	戸の閉鎖制止 装置	感知式	有 無		
緩和	(*)については、スルー型(開閉するかごの出入口の音声案内設備付き)の場合、この限りでない	スルー型(音声案内設備付き)			
乗降 口ビー	車いす使用者 用操作盤	利用しやすい位置に設置 ・戸の開放時間延長	床面からの高さ() cm 戸の開放時間延長		
	操作盤 (上記以外)	点字表示	有 無		
	高低差 広さ	高低差なし 幅及び奥行き150cm以上	高低差: 有 無 幅() cm 奥行き() cm		

3 視覚障害者が円滑に通行できる経路

整備項目	整備基準	記入欄	審査
誘導が必要な経路	経路 誘導方法	公共用通路～車両等の乗降口 視覚障害者誘導用ブロック等、又は音声その他	適 否 視覚障害者誘導用ブロック等 音声誘導装置 その他()
誘導が必要な経路	経路 誘導方法	の経路～次の各場所 ・エレベーターの操作盤(点字表示) ・施設の案内設備(点字等) ・便所の出入口 ・乗車券等販売所 視覚障害者誘導用ブロック等	エレベーターの操作盤 施設の案内設備 便所の出入口 乗車券等販売所 適 否
注意喚起	場所	階段、傾斜路、エスカレーターの上端及び下端に近接する通路等に点状ブロック等	階段の上端・下端 傾斜路の上端・下端 エスカレーターの上端・下端

4 旅客施設ごとの基準

鉄道駅及び軌道停留場			
改札口	幅	1以上は幅80cm以上	適 否
プラットホーム	床の表面	粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様:
	視覚障害者の転落防止	ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他	ホームドア 可動式ホームさく 点状ブロック等 その他()
	線路側以外端部の転落防止 列車の接近の警告	さく(階段がある場合等 この限りでない) 文字等による警告設備及び音声による警告設備を設置	さく 階段 その他() 文字等による設備 音声による設備
バスターミナル			
乗降場	床の表面	粗面、滑りにくい材料仕上げ	仕様:
	バス車両用場所への進入防	さく、点状ブロック等その他視覚障害者の進入防止のための設備を設置	さく 点状ブロック等 その他()
	構造	バスに車いす使用者が円滑に乗降できる構造	適 否
旅客船ターミナル			
タラップ等	幅	90cm以上	幅() cm
	手すり 床の表面	設置 粗面、滑りにくい材料仕上げ	有 無 仕様:
視覚障害者誘導用ブロック等の敷設の緩和		波浪により旅客が転倒するおそれのある場所	適用 場所:
視覚障害者の水面への転落防止		転落のおそれのある場所に、さく、点状ブロック等その他視覚障害者の転落防止のための設備を設置	場所: さく 点状ブロック等 その他()

整備誘導基準

整備項目		整備誘導基準	記入欄	審査
オストメイト対応 便所	設置数	1以上（男女区別あるとき それぞ れ1以上）	設置数（ ）	
	設備	フラッシュバルブ式汚物流し等を適 切に配置	汚物流し パウチ洗浄水栓 給湯設備 荷物置き棚等 水石入れ ペーパーホルダー 汚物入れ その他（ ）	
	標識	掲示	有 無	
避難口誘導灯		点滅機能及び音声誘導機能	点滅機能 音声誘導機能	

【備考】

整備項目	整備基準への適合が困難な理由等	代替措置等	審査

注

- 1 記入欄（太枠内）に必要事項を記入し、また、該当する項目にチェックしてください。
- 2 複数の整備項目がある場合は、最も条件の厳しいものについて記入してください。
（例1：出入口や通路の幅 最小のものの数値 例2：傾斜路の勾配 最大のものの数値）
- 3 備考欄には、整備基準への適合が困難な場合や、整備基準に代わりそれと同等以上の措置を取ろうとする場合に記入するほか、適宜活用してください。
- 4 審査欄には記入しないでください。